

# 平成23年度 協働実践事業

島根県NPO活動推進室

# 平成23年度協働実践事業一覧

## ◆しまね協働実践事業

事業名	事業主体		協働担当課	協働形態	交付額 (千円)
	団体名	所在地			
津和野の森を元気に！「木の駅プロジェクト」応援事業	NPO法人 もりふれ倶楽部	松江市	農林水産部 西部農林振興センター 益田事務所	補助	1,000
木質バイオマス資源を活用したエネルギーの地産地消と地域振興事業	NPO法人 里山バイオマスネットワーク	松江市	地域振興部 中山間地域研究センター	補助	1,000
傘INプロジェクト～ご縁傘で結ぶ島根のおもてなし～実証実験事業	NPO法人 まつえ・まちづくり塾	松江市	商工労働部 観光振興課	補助	1,000
みんなで学ぶGID（性同一性障害）・LGBT（性的少数者）支援プロジェクト	紫の風	松江市	環境生活部 人権同和对策課	補助	1,000

## ◆島根の子どもたちを健やかに～島根県商工会女性部連合会プロジェクト事業 (寄附者設定テーマ型協働助成事業)

赤ちゃんパワーを活かした「ひと・まちづくり」事業	しまね子育て子育て支援ネットワーク つながるネ！ット	大田市	健康福祉部 青少年家庭課	委託	630
--------------------------	-------------------------------	-----	-----------------	----	-----

## ◆地域社会雇用創出協働事業

全国的な「知」の集積から創造する島根の新しい地域再生	NPO法人 まちづくりコラボレーション島根	雲南市	地域振興部 地域政策課	委託	4,000
Peer☆smile事業	NPO法人 ユースネットしまね	松江市	商工労働部 雇用政策課	委託	3,994
多世代にわたり公共交通利用の輪を広げる事業	NPO法人 プロジェクトゆうあい	松江市	環境生活部 環境政策課	委託	4,000
市民農園による耕作放棄地及び休耕地の解消及び農地活用普及事業	NPO法人 まちづくりネットワーク島根	松江市	農林水産部 農業経営課	委託	3,931
『世界遺産石見銀山を守った人々』（仮題）出版事業	NPO法人 緑と水の連絡会議	大田市	教育庁 文化財課	委託	4,000

## 事業名

津和野の森を元気に！「木の駅プロジェクト」応援事業

(補助事業費：1,000千円(県負担：1,000千円))

## 事業実施者

(団体)

特定非営利活動法人  
もりふれ倶楽部

(行政)

農林水産部  
西部農林振興センター益田事務所

## 取組の背景

- ・長引く木材価格の低迷により、手入れ不足で間伐遅れの山林がたくさんあり、現在は森林組合等の事業体を中心に間伐等を実施しているが、これでは手入れ不足の山林が広すぎて手が行き届かない。
- ・中小山林所有者の山を中心として間伐の遅れにより森林環境が荒廃し、また近隣都市住民も山林荒廃への関心が低い。

## 事業概要

- ・平成22年度、鳥取・島根広域連携協働事業で得た中小山林所有者の間伐とそれに伴う木材利用を促進する「木の駅」プロジェクトの知識やノウハウを県内で普及させるため、津和野町をモデル地域に選定し、県の関係課に加えて、津和野町や地元のNPO法人と協働・連携を行うことで、過疎山村の再生を目指す。

## 主な事業提案内容

- ・「木の駅」プロジェクトの実施とその効果を中小山林所有者へ普及啓発
- ・森の健康診断の実施とその効果を近隣都市住民へ普及啓発
- ・町内の温泉施設のチップボイラーを町内の木材で稼働させていく
- ・C級木材循環システムの構築

## 工夫した点

- ・間伐材(残地材)の出荷金額1ト当たり3千円の現金に地域通貨3千円を上乗せし、その地域通貨を町内で使用してもらうことにより、搬出経費まで届かず手入れされなかった中小森林に手が入り、かつ地元でのお金の流れもできる。

## 主な取組内容など

- ・鹿足郡津和野町において、平成23年10月～12月の3ヶ月、当初見込んでいた150トを上回る200トの間伐材が搬出された(事業完了時には約240トを搬出)。
- ・プロジェクトの集荷業者が津和野町内の温泉施設「なごみの里」にチップを納め、そのチップを利用してボイラーを稼働させている。

## 事業終了後の活動方針

- ・津和野町において予算化し、技術研修なども含めて引続き継続して事業を実施。
- ・平成24年4月から来年3月までの1年間で、目標1千トンを目指して取組む。

## 事業名

木質バイオマス資源を活用したエネルギーの地産地消と地域振興事業  
(補助事業費：1,105千円(県負担：1,000千円))

## 事業実施者

(団体)

特定非営利活動法人  
里山バイオマスネットワーク

(行政)

地域振興部  
中山間地域研究センター

## 取組の背景

・バイオマスエネルギー利用は地球上の二酸化炭素を増加させない再生産可能な循環型エネルギーであり、以前は薪・木炭などとして利用されてきたが、利便性の良い石油やガス、電気などに置き換えられたことで自然に対する関与が減少し、保全してきた里山の荒廃、炭、薪づくりなどの地域産業の衰退が進んだ。

## 事業概要

・地域で生産した木材を燃料に加工し、利用することで里山再生や地域振興の可能性について検証  
・この取り組みの意義を広く普及啓発する。

## 主な事業提案内容

・木材の集荷から、バイオマス燃料化(木質チップ・ペレット等)、各燃烧機器での利用について実証し、採算性を検証  
・バイオマスエネルギーの普及啓発に関するイベントやフォーラムの実施

## 工夫した点

・県との協働以外に市、森林組合、他のNPO法人との協働事業とした。この結果、個々では達成できない取組ができた。  
・大田市森林組合から情報の提供を受け、NPO法人緑と水の連絡会議が地域通貨を活用した木材搬出制度(土佐の森方式)を活用して山林から搬出、大田市木材市場に集荷した。

## 主な取組内容など

・バイオマス燃料原料のサプライチェーンの構築  
・原料回収、燃料製造の事業化実証  
・環境に負荷の少ないチップ温風発生装置によるハウスの加温実証  
・灯油を熱源とした施設へのバイオマス利用(薪ボイラー)の熱源追加利用提案

## 事業終了後の活動方針

・今年度の活動をより具体的な形とし、バイオマスエネルギーの地産地消と地域振興の実証を行う。  
・農林水産部重点プロジェクト研究のバイオマス関連課題での活用

## 事業名

傘 I Nプロジェクト～ご縁傘で結ぶ島根のおもてなし～実証実験事業  
(補助事業費：1,010千円(県負担：1,000千円))

## 事業実施者

(団体)

特定非営利活動法人  
まつえ・まちづくり塾

(行政)

商工労働部  
観光振興課

## 取組の背景

- ・これまで遺失物扱いであった忘れ物傘を「おもてなし」のツールとして活用し、観光客へのおもてなしとリサイクルが循環できる仕組みの構築を目指す。
- ・忘れ物傘の提供や設置を通して、NPOや行政と民間事業者等多様な主体による協働のあり方の検証を目的としている。

## 事業概要

- バスやJR等の「忘れ物傘」をリサイクル・リユースし、観光客への「おもてなし」ツールとして提供する。
- ・事業推進体制の確立
  - ・忘れ物傘の実態ならびに活用事例調査
  - ・傘の設置詳細計画の策定
  - ・取組みを周知するためのイベント開催
  - ・利用状況調査と検証と継続性の検討

## 主な事業提案内容

- ・県、市(観光文化課)、松江観光協会、サードプレイス研究会、まつえ・まちづくり塾で合同会議を立ち上げる
- ・公共交通機関で取り組まれている「忘れ物傘や傘の循環利用活用事例」について調査
- ・シール、マップ、傘立てもあわせて「だんだん傘」の作成

## 工夫した点

- ・「だんだん傘」を周知するためのイベントをカラコロ工房にて開催
- ・あえて雨の降りそうな日に実施するまちあるきイベントとタイアップ
- ・事業中に傘の返却率が低かったことも課題の一つであったが、新聞記事で取り上げてもらうことで改善が図られた

## 主な取組内容など

- ・だんだん傘設置店マップの作成
- ・旅行者と地元の両方に利用されていた
  - 急な雨で困っていた時に助かった
  - 思いやりのあるサービス
  - 観光客にとって親切なまち
- ・松江で実証実験を行ったことにより、無料レンタル傘システムのノウハウが得られ他地域での展開に向けた有効事例となった

## 事業終了後の活動方針

- ・他団体が、傘立ての工夫、エコポイントとの連携等を加味して、だんだん傘の設置箇所の増加を図って実施。

## 事業名

みんなで学ぶG I D（性同一性障害）・L G B T（性的少数者）支援プロジェクト  
（補助事業費：1,112千円（県負担：1,000千円））

## 事業実施者

（団体）  
紫の風

（行政）  
環境生活部  
人権同和对策課

## 取組の背景

・平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性別の変更も認められるようになったものの、性同一性障害・性的少数者への周囲の理解が不足しているため、差別や偏見を受けることも多く、この新しい人権課題に関する啓発活動がまだまだ不十分である。

## 事業概要

性同一性障害は平成9年に「性同一性障害者の診断と治療に関するガイドライン」が策定され、医学的治療の対象となっているが、一般に正しい理解が進んでいないため、普及啓発事業を行う。

- ・講演会の開催
- ・行政主催イベントへの出展
- ・啓発用DVD制作（映像資料・教材）

## 主な事業提案内容

- ・行政関係者や学校関係者を対象としたセミナー、勉強会の開催
- ・専門家を招いた講演会、パネルディスカッション
- ・行政主催イベントへの啓発展示、ブース出展
- ・啓発用DVDの製作

## 工夫した点

- ・製作DVDをあえて有償とすることでより真剣に見てもらうことを目指した
- ・当初予定していなかったDVD付属冊子を製作しセットで販売した

## 主な取組内容など

- ・製作したDVDに対して島根県健康福祉部各課や島根県内市の人権担当課、また、東京などの県外、国外からも問い合わせがあった
- ・しまね人権フェスティバル、あすてらすフェスティバルへの展示

## 事業終了後の活動方針

- ・啓発用DVD及び副読本について島根県人権啓発推進センターにおいて貸出業務を行う

## 事業名

赤ちゃんパワーを活かした「ひと・まちづくり」事業  
(委託事業費：630千円)

## 事業実施者

(団体)

しまね子育て子育て支援ネットワーク「つながるネ！ット」

(行政)

健康福祉部  
青少年家庭課（少子化対策推進室）

## 取組の背景

- ・赤ちゃんに触れあう機会がないまま親になる現状
- ・子育てに苦しむ親の増加
- ・地域の子育て力の低下
- ・子ども、親のコミュニケーション力の低下
- ・若年層が結婚や子育てに対して肯定感を持ってない

## 事業概要

- ・鳥取大学医学部高塚准教授が、中学生が乳幼児と触れ合うことで命の尊さ等を学ぶプログラム「赤ちゃん登校日」を県内に広めるため、その実施に向けた事例調査、シンポジウムを開催する。

## 主な事業提案内容

- ・県内外で取り組まれている赤ちゃんとのふれあい体験の実施状況調査
- ・ふれあい体験現場の視察（県西部）
- ・「赤ちゃんパワーを活かした『ひと・まちづくり』シンポジウムの開催」
  - ①基調講演
  - ②パネルディスカッション

## 工夫した点

- ・県とつながるネ！ットが情報を持ち寄り、県内各地のさまざまな取り組みを紹介した
- ・事業実施者が一同に介し、パネルディスカッションで知見を深め、参加者とともに情報共有することができた
- ・アンケート調査による効果の検証

## 主な取組内容など

達成状況

- ・シンポジウム来場者200名超
- ・2012年度新規導入校（出雲市内の小学校）あり
- ・安来市内で市民活動として導入の取り組み
- ・今後地域での役割を担いたいという表明

## 事業終了後の活動方針

- ・今回の事業実施で得た知見をつながるネ！ット各団体に持ち帰り、地域づくりに取り組む。

## 事業名

全国的な「知」の集積から創造する島根の新しい地域再生  
(委託事業費：4,000千円)

## 事業実施者

(団体)

特定非営利活動法人  
まちづくりコラボレーション島根

(行政)

地域振興部地域政策課  
(しまね暮らし推進室)

## 取組の背景

- ・各地域において、過疎対策、定住対策などが講じられてきたが、目覚ましい解決が図られた例は少ない。
- ・地域再生のための地域資源の活用ということが重要性をもっているが、それを活用する側の地域資源の再評価と構想力の弱さから、その効果を上げる結果にながっていない。

## 事業概要

- ・地域資源の発見と、そのブラッシュアップを図ることにより、地域資源そのものの本来の価値を引き出す。
- ・地域の自然、風土、産業、文化、人といった「地域資源」と人々の「知恵」が集積された『地域博物館』を核とした地域再生の新しい手法を創出し、“島根発”の手法として県内・県外に情報発信し、広く普及する。

## 主な事業提案内容

- ・全国各地において地域振興を目的とし設立された「地域博物館」の実態調査
- ・「地域博物館からのまちづくり」に関し、国の機関、研究者、学識者、実践者からの意見徴収、協議
- ・伝統技術の復元と産業の創出に関するワークショップの開催
- ・歴史や伝承を活かした防災対策事例の情報収集及び地域博物館同士の情報共有

## 工夫した点

- ・地域の「知の集積地」としての地域博物館の活用
- ・島根県への「知」の集積と「島根発」の地域再生
- ・全国地域ミュージアム活性化協議会の事務局設置による情報と活動の集積
- ・島根発の地域再生を提案
- ・地域再生のための人材育成と職種の開発

## 主な取組内容など

- ・「地域の知の集積地」としての「地域博物館」の実態調査（雲南市吉田町「鉄の歴史村」など）
- ・「地域博物館からの地域再生」のための提案とりまとめ

## 事業終了後の活動方針

- ・県内外の自治体や地域博物館と協力しながら実施していくものであり、今後も情報発信や情報交換、研究会などを通して、具体的なモデルの構築に取り組んでいく。



## 事業名

Peer☆smile事業  
(委託事業費：3,994千円)

## 事業実施者

(団体)

特定非営利活動法人  
ユースネットしまね

(行政)

商工労働部  
雇用政策課

## 取組の背景

・既存の社会構造になじめない若者が増えている中、特に長期に渡るひきこもり、ニート状態（無就学・無就労）の不特定多数の若年の就学・就労支援を目的とする。

## 事業概要

・不特定多数の若年就労者に対して、ピアサポーターがスーパーバイザーと相談支援員の指導のもと事業を実施する。  
・不登校や社会的引きこもり、ニート状態を経験しその課題をある程度克服したピアサポーターが自分の経験を生かし、悩みを抱えた若者に対してピア目線で支援をしていく。

## 主な事業提案内容

・ピアサポーター（自らも同じような悩みを解決し、カウンセリング技法等を学び支援する者のこと）による、カウンセリングやセミナーの実施  
・ピア体験活動実習  
・インターネットラジオの企画・収録  
・「若者の就労意欲啓発」フォーラムの開催

## 工夫した点

・利用者の集約  
・独自プログラムの活用（寮支援等）  
・サポートステーション事業との連携  
・寄り添い型、伴走支援を徹底した  
・地域ネットワークを活用（労働関係）  
・常にケース検討を実施した

## 主な取組内容など

・サポートステーション事業との連携が図れ、補完的事业を展開  
・市町村ヘリーフレット等を配布することで取り組み周知

## 事業終了後の活動方針

・厚生労働省、島根県から受託予定の「地域若者サポートステーション事業」のスタッフとして、ひきこもり等のニートの方の職業的自立を支援

## 事業名

多世代にわたり公共交通利用の輪を広げる事業  
(委託事業費：4,000千円)

## 事業実施者

(団体)

特定非営利活動法人  
プロジェクトゆうあい

(行政)

環境生活部  
環境政策課

## 取組の背景

- ・高齢者、若年層といった「交通弱者」にとって公共交通は生活になくてはならないものである。
- ・島根県においては公共交通の利用者が漸減の傾向が続いており、バス、鉄道事業者は厳しい経営環境に置かれており、そのことにより、運行本数の減少など、利用者の利便性を低くする悪循環から抜けることができない。

## 事業概要

- ・本事業は、「エコムートしまね（国土交通省中心のエコ通勤運動）」の取り組みに着目し、エコムートしまねで対象としていた大規模事業者のみならず中小規模の事業者まで対象を広げ、また、高校生や大学生、子どもまで対象を広げてバス利用のメリットを伝えるために情報提供、啓発に関する取り組みを行う。

## 主な事業提案内容

- ・エコ通勤に対する意識の高い事業者を表彰する「バス・鉄道エコ通勤コンテスト」の実施
- ・高校・大学の位置が明示されている「どこでもバスマップ学生版」の作成
- ・公共交通に対する関心を高めるための「バスマップすごろく」を制作
- ・BDFバスの推進

## 工夫した点

- ・バスマップすごろくをクイズブックとセットにしたことで、遊びながら学ぶことができ、さらに実際にバスに乗るためのきっかけのツールとなった。
- ・高校生用のオリジナル時刻表として、改定に対応できるように輪転機で印刷できるモノクロA4サイズで1枚におさまるデザインとした。

## 主な取組内容など

- ・バスマップすごろくは、実際に遊んだ子どもたちからは大人気で、また、新聞各社やメディアにも大きく取り上げられ、問い合わせが非常に多くあった。
- ・学校単位のバス時刻表という、これまでまったく作られたことのないタイプの時刻表を作製した。

## 事業終了後の活動方針

- ・バスマップすごろくは商品化（新たに制作）を予定
- ・バス停クリーンアップについては広告掲出によって設置数拡大を予定
- ・高校バスマップについては広告掲出で継続発行を予定

## 事業名

市民農園による耕作放棄地及び休耕地の解消及び農地活用普及事業  
(委託事業費：3,931千円)

## 事業実施者

(団体)

特定非営利活動法人  
まちづくりネットワーク島根

(行政)

農林水産部  
農業経営課

## 取組の背景

- ・高齢化や後継者不在などにより耕作放棄地が増加傾向にある。
- ・安心安全な野菜を自給自足するための市民農園が、日常生活エリアの中にある。
- ・耕作の有無にかかわらず発生する農地管理を農家から頼める相手がない。

## 事業概要

- ・耕作放棄地や休耕農地を利用した市民農園を開設・運営し、農地活用する場を増やし、また一般消費者の「農業」や「食」への理解の醸成を図る。

## 主な事業提案内容

- ・松江市橋北地域「比津まちネット市民農園」を開設
- ・勉強会、収穫祭の実施
- ・農家自身が「市民農園」を開設運営する為のパンフレット作成（市民農園開設に係る普及啓発）

## 工夫した点

- ・地域関係者への事業説明
- ・農家向け「農地活用と農地管理」パンフレットの製作、配布
- ・タウン情報誌等への掲載による広報活動の実施
- ・地域の水路一斉清掃などの行事参加

## 主な取組内容など

- ・特定農地貸付法の規定手続きに従って市民農園の開設準備
- ・5月から11月にかけて「楽しい農業体験&勉強会」の開催
- ・市民農園の安全管理に関する社員研修の実施

## 事業終了後の活動方針

- ・パンフレットなどによる事業の効果がたつことで新しく大庭町に19区画開設予定
- ・今後（比津方面の）増設を考え継続

## 事業名

『世界遺産石見銀山を守った人々』（仮題）出版事業  
（委託事業費：4,000千円）

## 事業実施者

（団体）

特定非営利活動法人  
緑と水の連絡会議

（行政）

教育庁文化財課（世界遺産室）

## 取組の背景

・「石見銀山遺跡とその文化的景観」、なぜここが世界遺産登録できたのか、日本各地で世界遺産を目指している史跡のある町はこの町に注目し、視察に訪れるが、大森町の一部のお年寄りだけが記憶にとどめている史跡大森を守る地道な活動の経緯を掘り起し、記録する必要がある。

## 事業概要

・石見銀山が世界遺産に登録されたことに関し、大森町住民の一部のお年寄りだけが記憶にとどめている、史跡大森を守る地道な活動を掘り起こし、書籍としてまとめる。  
・故郷の史跡を大切に守ってきた人たちへの取材を行い、人物を描くことで、石見銀山の紹介本としてはこれまでにないタイプのものを制作する。

## 主な事業提案内容

・史跡を守ってきた人たちへの取材（研究者・大学生による）  
・小学生、中学生、高校生による地元お年寄りからの聞き書きプロジェクト  
・編集作業、製本印刷  
・出版パーティーの開催

## 工夫した点

・手に取ってもらうようにするため書籍をムックサイズとした  
・若者とお年寄りの交流を生むため高校生の聞き書き  
・多くの大森町民に関わってもらうため一人一言アンケートのページ  
・書籍製作のモデルを提示するため事業スケジュールを掲載

## 主な取組内容など

・本編7名、高校生聞き書き5名、一人一言アンケート30名、合計42名の取材を成果物に掲載  
・『石見銀山の町、大森で聞いたこと。』A4版（94ページ）出版

## 事業終了後の活動方針

・追加取材をして自費出版で発行し、本来の目的である広く市民に伝える事業を展開する予定  
・増補版の書籍販売は、内容的に公共性や資料価値も高いので、県の県外主催事業などの場で情報提供も検討

「木」の森を元気に！「木の駅プロジェクト」応援事業

<p>！&gt;！&gt;！&gt;！</p>	<p>津和野の森を元気に！「木の駅プロジェクト」応援事業</p>
<p>＜K / &gt;！</p>	<p>特定非営利活動法人もりふれ倶楽部</p>
<p>%4 \ 1"&gt;！</p>	<p>西部農林振興センター益田事務所</p>
<p>！ FpB Y&gt;</p>	<p>&gt;！ Fp%\$x&gt;！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長引く木材価格の低迷により、手入れ不足で間伐遅れの山林がたくさんあり、現在は森林組合等の事業体を中心に間伐等を実施しているが、これでは手入れ不足の山林が広すぎて手が行き届かない</li> <li>・中小山林所有者の山を中心として間伐の遅れにより森林環境が荒廃し、また近隣都市住民も山林荒廃への関心が低い</li> </ul> <p>&gt;！\$x\$Fp4) B"g #&gt;！ ( \$ ) ( 4) B [ A S % + a 4) B [ A S &amp; Y ( T W S &gt;！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町、地元NPOとの連携がうまくいったこと&gt;！</li> <li>・2つのNPO及び町との協力体制が十分に図られていたこと</li> </ul> <p>d μFçï!! &gt;！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会配布を活用した町内への幅広い広報活動</li> <li>・森林所有者に役立つ研修内容を検討し、確実に実施できた</li> <li>・自治会配布及び広報誌を活用したPR活動</li> </ul> <p>&gt;！o%!! G%。!! &gt;！</p> <p>&gt;！</p>



































































# 平成23年度しまね協働実践事業

## 募集

NPO法人やグループの自由な発想で、島根県と協働して地域課題の解決を図り、住みよい地域づくり活動を実施していただける事業提案を募集します。

### 1 募集事業の内容

提案者が自由にテーマを設定し、県と協働で取り組むのに相応しい事業についての提案であること。  
公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるものであること。  
地域振興に資するモデル性を有するものであること。  
提案者自らが実施するものであること。

ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に活動すること」をいいます。

### 2 応募資格

島根県内のNPO法人又は住民グループ(個人は対象外)で、しまね社会貢献基金の登録団体であること。

### 3 事業応募の条件

- ・協働の円滑な実施のため、提案団体は事業担当課と提案事業内容について事前に協議し、双方で合意した事業内容により提案団体が応募してください。
- ・1団体が応募できる件数は1事業とし、実施期間は平成23年度とします。

### 4 募集期間

平成23年3月10日(木)～4月15日(金)(必着)

### 5 対象となる経費の内容及び金額

- ・事業実施のために必要な経費(備品の購入費を除く)を対象とし、一事業あたり上限100万円

### 6 審査及び採択

- ・選考は、民間の委員を主体にした委員会により公開で行います(5月中旬を予定)。
- ・採択事業数は、概ね3事業程度を予定しています。

### 7 応募方法

- ・「事業提案書」(下記ホームページよりダウンロード)及び添付書類を、下記窓口へ提出してください。
- ・詳しくは、「平成23年度しまね協働実践事業募集要項」をご覧ください。
- ・「事業提案書」の作成について疑問な点があれば、窓口にご相談ください。  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/> 島根県NPO活動推進室ホームページ

提出先  
相談窓口

島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室  
〒690-8501 松江市殿町1番地  
Tel 0852-22-5096 Fax 0852-22-5636  
E-mail npo@pref.shimane.lg.jp

# 平成23年度「しまね協働実践事業」募集要項

## 1. 趣旨

島根県では、島根県県民いきいき活動促進条例（平成17年3月25日島根県条例第37号）により、県民活動の促進と県行政における協働を推進していくこととしています。

この事業は、NPO法人・住民グループなど様々な主体との協働を推進するため、NPO等が自由にテーマ（課題や目標）を設定した、県と協働する事業の企画提案を募集し、地域課題を共有し役割分担を明確化した実践的な協働事業を実施するものです。

NPO等が持っている発想力・実行力と、互いの長所や強みを活かすことにより事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上を図るとともに、先駆的な取り組みとして広く紹介することにより、県内への波及効果を期待し地域活性化及び地域の自立に資することを目的とします。

## 2. 応募資格者

島根県内のNPO法人・住民グループ（個人は対象外）で、しまね社会貢献基金の登録団体であること。

## 3. 募集事業及びテーマ

提案者の自由な発想で、提案者と県が協働で取り組む事業について事業提案を募集します。

ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

(1) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。

(2) 実施期間は、平成23年度とします。

## 4. 事業応募の条件

### (1) 事業担当課との事前協議の実施

協働の円滑な実施のため、提案団体は応募しようとする提案事業に関係する事業担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した事業内容により提案団体が応募してください。協議にあたり、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、合意形成を図るよう留意してください。

なお、事業担当課が不明な場合は、提出先・相談窓口（本要項7に記載）にご相談ください。

### (2) 募集事業の基本的な条件

公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるものであること。

協働による事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上が期待できること。

先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ地域振興に資するモデル性を有するものであること。

提案者自らが実施するものであること。

他の助成金の活用など既存の制度により対応することができないものであること。

既に当事業を活用した事業でないこと。

宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。

特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業ではないこと。

## 5. 対象となる経費及び金額

### (1) 対象となる経費

事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費（スタッフ等賃金）報償費（講師等謝金）旅費（交通費）材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のリース料を含む）等を対象とします。ただし、備品購入費等は対象外とします。

なお、事業採択後「協働に関する研修」（事業開始時と中間の2回）にご案内しますので、参加いただきます。

また、県から委託で実施する事業については、間接経費（研修経費、県との打合せ経費、参考図書購入費、事業活動PR費、事務用品費、電話代等）を直接事業費の3割を上限として認めます。人件費及び報償費については、下記の金額を上限とします。

区 分		1人当たり単価
人 件 費	事業を運営するスタッフ	8,475 円/日
	アルバイト等	6,000 円/日
	有償ボランティア	5,136 円/日（最低賃金 642 円/時間）

報 償 費 （ 講 師 謝 金 等 ）	研修会等	大学教授・准教授級 6,300 円/時間 その他(専門的知見を要する場合) 5,100 円/時間 その他 3,000 円/時間
	大規模な講演会等	県外講師 100,000 円/回 県内講師 50,000 円/回 (上記では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合)
	コーディネーター・ パネラー	県外講師 50,000 円/回 県内講師 25,000 円/回 (シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜単価差を設けること)

なお、事業の内容によっては、利用に係る料金収入を設定するなど提案団体に負担を求めることがあります。

## (2)金額

一事業あたり100万円を上限とします。(県から委託又は補助)

## 6. 募集期間

平成23年3月10日(木)～4月15日(金)(必着)

## 7. 応募方法

「事業提案書」(様式1)(様式:下記ホームページからダウンロード)及び添付書類を、下記の提出先・相談窓口に提出してください。また、「事業提案書」の作成等について疑問な点がある場合も、提出先・相談窓口にご相談ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/> 島根県NPO活動推進室ホームページ

### (1) 提出先・相談窓口

提出先 相談窓口	島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室 〒690-8501 松江市殿町1番地 Tel : 0852-22-5096 Fax : 0852-22-5636 E-mail:npo@pref.shimane.lg.jp
-------------	---

## 8. 審査

- (1) 事業提案の企画について、NPO活動推進室から電話等で内容の確認をさせていただきます。必要に応じ提案の内容について、ヒアリングを行います。
- (2) 選考は、民間の委員を主体とした審査会(5月中旬を予定)により行います。審査会は公開とし、企画内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

## 9. 採択・決定

- (1) 事業採択は、公開審査会で決定します。なお、採択事業数は、概ね3事業程度を予定しています。
- (2) 採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。
- (3) 委託又は補助額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上決定します。

## 10. 事業の実施

採択・決定された事業は、提案団体に事業を委託し、実施することを基本としますが、事業の内容によっては補助事業として実施していただきます。

また、実施に当たっては、事業担当課、NPO活動推進室、関係の地方機関等及び市町村等関係機関と緊密に連携をとりながら実施していただきます。

## 11. 事業実施後の事業評価

事業実施後は、事業実施団体と県の担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価や意見交換等の検証作業を実施するとともに、共同評価シートを作成していただきます。

また、検証会等で事業の事例発表を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

## 12. 情報公開

採択された事業の内容については、その概要をホームページ等により広く公表します。

また、事業の実施状況等を、協働事業の事例として広く紹介します。

## 「しまね協働実践事業」の審査基準

審査項目及び配点	審査の視点
提案事業の目的・目標  (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業の目的・目標は明確かつ妥当か</li> <li>・ 提案事業は公共性・公益性が高いか</li> </ul>
協働の相乗効果  (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案団体と行政とが協働することによって、単独で行うよりもより高い相乗効果が上げられるか</li> </ul>
団体と行政の役割分担、スケジュール  (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か</li> <li>・ 事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か</li> </ul>
提案事業の先進性・実効性  (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業は創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか</li> <li>・ 提案事業は地域振興に資するモデル性を有するか</li> <li>・ 提案事業は効果的で具体性があり、実行可能なものか</li> </ul>
団体の事業遂行能力、予算の妥当性  (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案団体自らが、事業を実施するか</li> <li>・ 提案団体には、事業を練り上げて遂行していく能力があるか</li> <li>・ 予算規模・内容は妥当なものであって、参加者負担金などの財源は適当か</li> </ul>
地域社会への貢献度、地域自治力の向上、事業実施後の継続性  (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業は、地域社会への貢献度が高いか</li> <li>・ 提案事業は、地域の主体的な取り組みとなり地域自治力の向上に繋がるか</li> <li>・ 提案団体は、助成終了後も事業を継続(展開)していく方策があるか</li> </ul>
プレゼンテーション  (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って説明したか</li> </ul>
合計点(100点)	

# 地域社会雇用創出協働事業

平成23年度島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金関連

## 募集

失業者を雇用し、地域課題解決に向けた生活関連サービス分野の事業を協働で実施する提案を、NPO団体から募集します。

### 1. 募集事業の内容

厳しい雇用情勢に対応するため、非正規労働者、中高年齢者等の失業者を雇用し、地域の社会的課題の解決に向けた生活関連サービス分野で、県と協働で取り組む事業についての提案であること。

公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるものであること。

提案者自らが実施するものであること。

ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に活動すること」をいいます。

### 2. 応募資格

島根県内のNPO法人又は住民グループ(個人は対象外)で、しまね社会貢献基金の登録団体であること。

### 3. 事業応募の条件

・協働の円滑な実施のため、提案団体は事業担当課と提案事業内容について事前に協議し、双方で合意した事業内容により提案団体が応募してください。

・1団体が応募できる件数は1事業とし、実施期間は平成23年度とします。

### 4. 募集期間

平成23年3月10日(木)～4月15日(金)(必着)

### 5. 対象となる経費の内容及び金額

・事業実施のために必要な経費(人件費、報償費等。詳細は募集要項参照)を対象とし、上限400万円

### 6. 審査及び採択

・選考は、民間の委員を主体にした審査会により、公開で行います(5月中旬を予定)。

・採択事業数は、6事業以内を予定しています。

### 7. 応募方法

・「事業提案書」(下記ホームページよりダウンロード)及び添付書類を、下記窓口に提出してください。

・詳しくは、「地域社会雇用創出協働事業募集要項」をご覧ください。

・「事業提案書」の作成について疑問な点があれば、窓口にご相談ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/> 島根県NPO活動推進室ホームページ

提出先  
相談窓口

島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室  
〒690-8501 松江市殿町1番地  
Tel 0852-22-5096 Fax 0852-22-5636  
E-mail npo@pref.shimane.lg.jp

## 地域社会雇用創出協働事業 募集要項

### 1 趣旨

島根県では、厳しい雇用失業情勢に対応するため、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を原資として造成した「島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供するための事業を実施しています。

その事業の一つとして、社会的課題に取り組むNPO法人・住民グループ等が、失業者を雇い入れ、さらに県と協働することで互いの長所や強みを活かすことにより実施する、生活関連サービス分野の事業について、企画提案を募集します。

### 2 応募資格

島根県内のNPO法人・住民グループ（個人は対象外）であって、しまね社会貢献基金の登録団体であること。

### 3 募集する事業

企画提案を受ける事業は、提案者と県が協働し、「失業者を雇い入れ、社会的課題の解決を目的とした、地域再生・街づくり、環境・農林、介護・保育、教育・人材、起業支援、雇用支援等の生活関連サービス分野の事業」とし、次の「委託事業」の企画提案を募集します。

ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

- (1) テーマは自由です（上記の生活関連サービス分野の事業であれば、テーマは問いません）。
- (2) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (3) 事業の実施期間は、平成23年度です。

### 4 事業応募の条件

#### (1) 事業担当課との事前協議の実施

事業の円滑な実施のため、提案団体は、応募しようとする提案事業に関係する事業担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した事業内容により提案団体が応募してください。事前協議にあたり、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、合意形成を図るように留意してください。

#### (2) 募集事業の基本的な条件

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金の趣旨に適合しているもの  
公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるもの  
協働による事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上が期待できること  
先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ地域振興に資するモデル性を有するもの  
提案者自らが実施するもの  
他の助成金の活用など既存の制度により対応することができないもの  
宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと  
特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと



## 5 事業の要件

### (1) 企画の要件

次の全ての要件を満たす企画であること。

- 社会的課題の解決を目的とした、生活関連サービス分野の事業であること
- 事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費が2分の1以上であること
- 自ら企画した新たな事業であり、公共性・公益性のある事業であること
- 建設・土木事業でないこと

### (2) 新規に雇用する労働者に関する要件

委託事業を実施するのに必要な労働者として、失業者を以下の条件で雇用すること。

#### 労働者の募集

新規に雇用する労働者の募集にあたっては、ハローワークへの求人申込等により募集の公開を図るものであること。

#### 労働者の労働期間

新規に雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。  
ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

#### 失業者であることの確認

労働者を新規に雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

なお、その確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によるものとする。

#### その他

新規雇用した労働者と雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等の社会保険に加入するものとする。

## 6 対象となる金額、経費及び経理

(1) 1事業あたりの委託料上限額は400万円とします。

### (2) 対象となる経費

#### 人件費

- 賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担等

#### その他の経費

- 報償費（講師等謝金）、旅費（交通費）、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のレンタル・リース料を含む）等

(3) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準とすることとします。

(4) 対象経費は他の経費と明確に区分して経理することとします。

(5) 委託業務に要した経費は領収書等で確認できることとし、また、収入及び支出を記載した会計帳簿を備え、経理状況を明確にしておくこととします。

(6) 委託業務を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金との併給はできないものとします。

(7) 事業終了後、委託費に残額が生じた場合、又は委託費により発生した収入があるときは、委託元(県)に返還をすることとします。

## 7 募集期間

平成23年3月10日(木)～4月15日(金)(必着)

持参(土日、祝日を除く、午前8時半から午後5時まで)又は郵送してください。

## 8 応募方法

### (1) 応募書類

「企画提案書」(様式第1号)(様式:下記ホームページからダウンロード)及び添付書類を、島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室に提出してください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/np/>

### (2) 応募先 下記17の「問い合わせ先・書類提出先」

## 9 審査

(1) 事業提案の企画について、NPO活動推進室から電話等で内容の確認をさせていただきます。必要に応じ提案の内容について、ヒアリングを行います。

(2) 選考は、民間の委員を主体にした審査会(5月中旬を予定)により行います。審査会は公開とし、企画内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

## 10 採択・決定

(1) 事業採択は、審査会で決定します。

なお、採択事業数は6件以内を予定しています。

(2) 採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。

(3) 委託額については、審査会の後に経費の内容等を精査のうえ決定します。

## 11 事業の実施

実施に当たっては、事業担当課、NPO活動推進室、関係の地方機関等及び市町村等関係機関と緊密に連携をとりながら実施していただきます。

## 12 事業実施後の事業評価

事業実施後は、事業実施団体と県の事業担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価や意見交換等の検証作業を実施するとともに、成果報告書を作成していただきます。

また、検証会等で事業の事例発表を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

## 13 情報公開

採択された事業の内容については、その概要を県ホームページ等により広く公表します。

## 14 契約

### (1) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査会で選定した委託契約候補者と島根県が随意契約を行います。

なお、委託契約の締結にあたっては、地方自治法及び県の会計規則をはじめとする諸規定が適用されます。

### (2) 契約金額

島根県は、委託契約候補者から改めて見積書を徴取し予定価格の範囲内において決定します。

### (3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付していただきます。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除します。

### (4) その他契約条項

委託契約候補者との協議事項とします。

## 15 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。

(3) 事実と反する提案や提案に関する不正行為があったとき。

(4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 16 その他

(1) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を下記17の「問い合わせ先・書類提出先」まで申し出てください。

(2) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、地域社会雇用創出協働事業（企画提案型事業）募集要項の記載内容に同意したものとします。

(3) 提出書類の作成及び提出等に要する費用は参加者の負担とします。

(4) 委託業務の受託者に選定され、県と委託契約を締結した者は、委託業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務完了後5年間は保管するものとします。

総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類

労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類

(5) 本委託事業は、厚生労働省からの交付金を活用したものであり、委託実施に関し必要があるときは関係書類及び資料を求め、又は監査を行います。

## 17 問い合わせ先・書類提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室

TEL：0852-22-5096 FAX：0852-22-5636

E-mail：npo@pref.shimane.lg.jp

## 「地域社会雇用創出協働事業」の審査基準

審査項目及び配点	審査の視点
提案事業の目的・目標  (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の目的・目標は明確かつ妥当か</li> <li>・島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金の趣旨に適合しているか</li> <li>・提案事業は公共性・公益性が高いか</li> </ul>
協働の相乗効果  (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体と行政とが協働することによって、単独で行うよりも高い相乗効果が上げられるか</li> </ul>
団体と行政の役割分担、スケジュール  (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か</li> <li>・事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か</li> </ul>
提案事業の先進性・実行性  (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業は創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか</li> <li>・提案事業は地域振興に資するモデル性を有するか</li> <li>・提案事業は効果的で具体性があり、実行可能なものか</li> </ul>
団体の事業遂行能力、予算の妥当性  (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体自らが、事業を実施するか</li> <li>・提案団体には、事業を練り上げて遂行していく能力があるか</li> <li>・予算規模・内容は妥当なものであって、参加者負担金などの財源は適当か</li> </ul>
地域社会への貢献度、地域自治力の向上、事業実施後の継続性  (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業は、地域社会への貢献度が高いか</li> <li>・提案事業は、地域の主体的な取り組みとなり地域自治力の向上に繋がるか</li> <li>・提案団体は、委託事業終了後も事業を継続（展開）していく方策があるか</li> <li>・提案事業を通じ、新規に雇用した失業者のスキルアップ等を図ることができるか</li> </ul>
プレゼンテーション  (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って説明したか</li> </ul>
合計点(100点)	

# 島根の子どもたちを健やかに～ 島根県商工会女性部連合会プロジェクト事業

平成23年度しまね社会貢献基金 寄附者設定テーマ型協働助成事業

## 2次募集 島根に住む子どもたちが健やかに育つための 協働事業提案を、NPO団体から募集します。

### 1. 募集事業の内容

島根に住む子どもたちが健やかに育つための事業であって、県と協働で取り組む事業についての提案であること。  
公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるものであること。  
提案者自らが実施するものであること。

ここで協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に活動すること」をいいます。

### 2. 応募資格

島根県内のNPO法人又は住民グループ(個人は対象外)で、しまね社会貢献基金の登録団体であり、かつ規約等の活動分野に子どもの健全育成を図る活動を掲げていること。

### 3. 事業応募の条件

- ・協働の円滑な実施のため、提案団体は事業担当課と提案事業内容について事前に協議し、双方で合意した事業内容により提案団体が応募してください。
- ・1団体が応募できる件数は1事業とし、実施期間は平成23年度とします。

### 4. 募集期間

平成23年5月26日(木)～6月16日(木)(必着)

### 5. 対象となる経費の内容及び金額

- ・事業実施のために必要な経費(備品の購入費を除く)を対象とし、上限63万円

### 6. 審査及び採択

- ・選考は、民間の委員を主体にした審査会により、公開で行います(6月下旬を予定)。
- ・採択事業数は、1事業を予定しています。

### 7. 応募方法

- ・「事業提案書」(下記ホームページよりダウンロード)及び添付書類を、下記窓口に提出してください。
- ・詳しくは、「島根の子どもたちを健やかに～島根県商工会女性部連合会プロジェクト事業募集要項」をご覧ください。
- ・「事業提案書」の作成について疑問な点があれば、窓口にご相談ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/> 島根県NPO活動推進室ホームページ

提出先  
相談窓口

問い合わせ先

島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室  
〒690-8501 松江市殿町1番地  
Tel 0852-22-6099 Fax 0852-22-5636  
E-mail npo@pref.shimane.lg.jp

## 島根の子どもたちを健やかに～島根県商工会女性部連合会プロジェクト事業 募集要項(2次募集)

### 1 目的・趣旨

- (1) この事業は、県民や企業の皆様からの寄附金と県の拠出金で造成した「しまね社会貢献基金」を活用し、県との協働により地域の課題解決に取り組む団体の活動を助成します。
- (2) 今回募集するのは、島根県商工会女性部連合会様からの寄附金を活用して行う、寄附者設定テーマ型協働助成事業です。

### 2 寄附者設定テーマの趣旨

- ・県行政と協働して行われる、島根に住む子どもたちが健やかに育つために行う事業を支援しようとするものです。

### 3 応募資格者

- ・しまね社会貢献基金の登録団体で、NPO法人にあっては定款に、任意団体にあっては定款に準ずるものに、「子どもの健全育成を図る活動」を活動分野に掲げる団体であること。

### 4 募集事業

- ・寄附者設定テーマに基づき、提案者の自由な発想や専門的な知識等を活かした、提案者と県が協働で取り組む独自性の高い事業について事業提案を募集します。  
 ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。  
 1 団体が応募できる件数は、1 事業とします。  
 実施期間は、平成 23 年度とします。

### 5 事業応募の条件

#### (1) 事業担当課との事前協議の実施

協働の円滑な実施のため、提案団体は応募しようとする提案事業に関係する事業担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した事業内容により提案団体が応募してください。協議にあたり、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、合意形成を図るよう留意してください。  
 なお、事業担当課が不明な場合は、提出先・相談窓口（本要項 7 に記載）にご相談ください。

#### (2) 募集事業の基本的な条件

公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるものであること。  
 協働による事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上が期待できること。  
 事業に創意工夫が凝らされ、子育てや子育て支援に資するモデル性を有するものであること。  
 提案者自らが実施するものであること。  
 他の助成金の活用など既存の制度により対応することができないものであること。  
 宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。  
 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業ではないこと。

### 6 対象となる経費及び金額

#### (1) 対象となる経費

事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費（スタッフ等賃金）報償費（講師等謝金）旅費（交通費）材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のリース料を含む）等を対象とします。ただし、備品購入費等は対象外とします。

なお、事業採択後「協働に関する研修」（7/25, 11 月下旬の 2 回）にご案内しますので、参加いただきます。

また、件から委託で実施する事業については、間接経費（研修経費、県との打合せ経費、参考図書購入費、事業活動 PR 費、事務用品費、電話代等）を直接事業費の 3 割を上限として認めます。人件費及び報償費については、下記の金額を上限とします。

区 分		1 人当たり単価
人 件	事業を運営するスタッフ	8,475 円/日
	アルバイト等	6,000 円/日

費	有償ボランティア	5,136 円/日 (最低賃金 642 円/時間)
報 償 費 ( 講 師 謝 金 等 )	研修会等	大学教授・准教授級 6,300 円/時間 その他(専門的知見を要する場合) 5,100 円/時間 その他 3,000 円/時間
	大規模な講演会等	県外講師 100,000 円/回 県内講師 50,000 円/回 (上記では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合)
	コーディネーター・パネラー	県外講師 50,000 円/回 県内講師 25,000 円/回 (シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜単価差を設けること。)

なお、事業の内容によっては、利用に係る料金収入を設定するなど提案団体に負担を求めることがあります。

(2) 助成金額・件数

1 事業 6 3 万円を上限に、1 事業程度を選定します。(県からの委託又は補助)

6 募集期間

平成 23 年 5 月 26 日(木)～6 月 16 日(木)(必着)

7 応募方法

「事業提案書」(様式 1)(様式: 下記ホームページからダウンロード)及び添付書類を、島根県環境生活部 環境生活総務課 NPO 活動推進室に提出してください。

また、「事業提案書」の作成等について疑問な点があれば、相談窓口にご相談ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/> 島根県 NPO 活動推進室ホームページ

提出先・相談窓口

提出先 相談窓口	島根県環境生活部環境生活総務課 NPO 活動推進室 〒690-8501 松江市殿町 1 番地 Tel : 0852-22-5096 Fax : 0852-22-5636 E-mail:npo@pref.shimane.lg.jp
-------------	--

8 審査

(1) 事業提案の企画について、NPO 活動推進室から電話等で内容の確認をさせていただきます。必要に応じ、提案の内容について、ヒアリングを行います。

(2) 選考は、民間の委員を主体にした審査会により行います。審査会は公開とし、企画内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

9 採択・決定

(1) 事業採択は、審査会で決定します。

なお、採択事業数は、1 事業程度を予定しています。

(2) 採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。

(3) 委託又は補助額については、経費の内容等を精査の上決定します。

10 事業の実施

採択・決定された事業は、提案団体に事業を委託し、実施することを基本とします。

また、実施に当たっては、事業担当課、NPO 活動推進室、関係の地方機関等及び市町村等関係機関と緊密に連携をとりながら実施していただきます。

11 事業実施後の事業評価

事業実施後は、事業実施団体と事業担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価や意見交換等の検証作業を実施するとともに、共同評価シートを作成していただきます。

また、検証会等で事業の事例発表を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

12 情報公開

採択された事業の内容については、その概要をホームページ等により広く公表します。

また、事業の実施状況等を、協働事業の事例として広く紹介します。

## 「寄附者設定テーマ型協働助成事業」の審査基準

審査項目及び配点	審査の視点
①寄附者設定テーマの趣旨との適合性、提案事業の目的・目標  (30点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附者が設定したテーマ趣旨と適合しているか</li> <li>・ 提案事業の目的・目標は明確かつ妥当か</li> <li>・ 提案事業は公共性・公益性が高いか</li> </ul>
②協働の相乗効果  (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案団体と行政とが協働することによって、単独で行うよりもより高い相乗効果が上げられるか</li> </ul>
③団体と行政の役割分担、スケジュール  (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か</li> <li>・ 事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か</li> </ul>
④提案事業の先進性・実効性  (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業は創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか</li> <li>・ 提案事業は地域振興に資するモデル性を有するか</li> <li>・ 提案事業は効果的で具体性があり、実行可能なものか</li> </ul>
⑤団体の事業遂行能力、予算の妥当性  (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案団体自らが、事業を実施するか</li> <li>・ 提案団体には、事業を練り上げて遂行していく能力があるか</li> <li>・ 予算規模・内容は妥当なものであって、参加者負担金などの財源は適当か</li> </ul>
⑥地域社会への貢献度、地域自治力の向上、事業実施後の継続性  (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業は、地域社会への貢献度が高いか</li> <li>・ 提案事業は、地域の主体的な取り組みとなり地域自治力の向上に繋がるか</li> <li>・ 提案団体は、助成終了後も事業を継続（展開）していく方策があるか</li> </ul>
⑦プレゼンテーション  (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って説明したか</li> </ul>
合計点(100点)	



# 地域社会雇用創出協働事業

平成23年度島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金関連

## 2次募集

失業者を雇用し、地域課題解決に向けた生活関連サービス分野の事業を協働で実施する提案を、NPO団体から募集します。

### 1. 募集事業の内容

厳しい雇用情勢に対応するため、非正規労働者、中高年齢者等の失業者を雇用し、地域の社会的課題の解決に向けた生活関連サービス分野で、県と協働で取り組む事業についての提案であること。

公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるものであること。

提案者自らが実施するものであること。

ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に活動すること」をいいます。

### 2. 応募資格

島根県内のNPO法人又は住民グループ(個人は対象外)で、しまね社会貢献基金の登録団体であること。

### 3. 事業応募の条件

・協働の円滑な実施のため、提案団体は事業担当課と提案事業内容について事前に協議し、双方で合意した事業内容により提案団体が応募してください。

・1団体が応募できる件数は1事業とし、実施期間は平成23年度とします。

### 4. 募集期間

平成23年5月26日(木)～6月16日(木)(必着)

### 5. 対象となる経費の内容及び金額

・事業実施のために必要な経費(人件費、報償費等。詳細は募集要項参照)を対象とし、上限400万円

### 6. 審査及び採択

・選考は、民間の委員を主体にした審査会により、公開で行います(6月下旬頃を予定)。

・採択事業数は、2事業程度を予定しています。

### 7. 応募方法

・「事業提案書」(下記ホームページよりダウンロード)及び添付書類を、下記窓口に提出してください。

・詳しくは、「地域社会雇用創出協働事業募集要項」をご覧ください。

・「事業提案書」の作成について疑問な点があれば、窓口にご相談ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/> 島根県NPO活動推進室ホームページ

提出先  
相談窓口

島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室

〒690-8501 松江市殿町1番地

Tel 0852-22-6099 Fax 0852-22-5636

E-mail npo@pref.shimane.lg.jp

## 地域社会雇用創出協働事業 募集要項（2次募集）

### 1 趣旨

島根県では、厳しい雇用失業情勢に対応するため、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を原資として造成した「島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供するための事業を実施しています。

その事業の一つとして、社会的課題に取り組むNPO法人・住民グループ等が、失業者を雇い入れ、さらに県と協働することで互いの長所や強みを活かすことにより実施する、生活関連サービス分野の事業について、企画提案を募集します。

### 2 応募資格

島根県内のNPO法人・住民グループ（個人は対象外）であって、しまね社会貢献基金の登録団体であること。

### 3 募集する事業

企画提案を受ける事業は、提案者と県が協働し、「失業者を雇い入れ、社会的課題の解決を目的とした、地域再生・街づくり、環境・農林、介護・保育、教育・人材、起業支援、雇用支援等の生活関連サービス分野の事業」とし、次の「委託事業」の企画提案を募集します。

ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

- (1) テーマは自由です（上記の生活関連サービス分野の事業であれば、テーマは問いません）。
- (2) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (3) 事業の実施期間は、平成23年度です。

### 4 事業応募の条件

#### (1) 事業担当課との事前協議の実施

事業の円滑な実施のため、提案団体は、応募しようとする提案事業に関する事業担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した事業内容により提案団体が応募してください。事前協議にあたり、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、合意形成を図るように留意してください。

#### (2) 募集事業の基本的な条件

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金の趣旨に適合しているもの  
公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるもの  
協働による事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上が期待できること  
先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ地域振興に資するモデル性を有するもの  
提案者自らが実施するもの  
他の助成金の活用など既存の制度により対応することができないもの  
宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと  
特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと

## 5 事業の要件

### (1) 企画の要件

次の全ての要件を満たす企画であること。

- 社会的課題の解決を目的とした、生活関連サービス分野の事業であること
- 事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費が2分の1以上であること
- 自ら企画した新たな事業であり、公共性・公益性のある事業であること
- 建設・土木事業でないこと

### (2) 新規に雇用する労働者に関する要件

委託事業を実施するのに必要な労働者として、失業者を以下の条件で雇用すること。

#### 労働者の募集

新規に雇用する労働者の募集にあたっては、ハローワークへの求人申込等により募集の公開を図るものであること。

#### 労働者の労働期間

新規に雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。  
ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

#### 失業者であることの確認

労働者を新規に雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

なお、その確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によるものとする。

#### その他

新規雇用した労働者と雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等の社会保険に加入するものとする。

## 6 対象となる金額、経費及び経理

(1) 1事業あたりの委託料上限額は400万円とします。

### (2) 対象となる経費

#### 人件費

- 賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担等

#### その他の経費

- 報償費（講師等謝金）、旅費（交通費）、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のレンタル・リース料を含む）等

(3) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準とすることとします。

(4) 対象経費は他の経費と明確に区分して経理することとします。

(5) 委託業務に要した経費は領収書等で確認できることとし、また、収入及び支出を記載した会計帳簿を備え、経理状況を明確にしておくこととします。

(6) 委託業務を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金との併給はできないものとします。

(7) 事業終了後、委託費に残額が生じた場合、又は委託費により発生した収入があるときは、委託元(県)に返還をすることとします。

## 7 募集期間

平成23年5月26日(木)～6月16日(木)(必着)

持参(土日、祝日を除く、午前8時半から午後5時まで)又は郵送してください。

## 8 応募方法

### (1) 応募書類

「企画提案書」(様式第1号)(様式:下記ホームページからダウンロード)及び添付書類を、島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室に提出してください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/np/>

### (2) 応募先 下記17の「問い合わせ先・書類提出先」

## 9 審査

(1) 事業提案の企画について、NPO活動推進室から電話等で内容の確認をさせていただきます。必要に応じ提案の内容について、ヒアリングを行います。

(2) 選考は、民間の委員を主体にした審査会(6月下旬を予定)により行います。審査会は公開とし、企画内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

## 10 採択・決定

(1) 事業採択は、審査会で決定します。

なお、採択事業数は2事業以内を予定しています。

(2) 採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。

(3) 委託額については、審査会の後に経費の内容等を精査のうえ決定します。

## 11 事業の実施

実施に当たっては、事業担当課、NPO活動推進室、関係の地方機関等及び市町村等関係機関と緊密に連携をとりながら実施していただきます。

## 12 事業実施後の事業評価

事業実施後は、事業実施団体と県の事業担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価や意見交換等の検証作業を実施するとともに、成果報告書を作成していただきます。

また、検証会等で事業の事例発表を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

## 13 情報公開

採択された事業の内容については、その概要を県ホームページ等により広く公表します。

## 14 契約

### (1) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査会で選定した委託契約候補者と島根県が随意契約を行います。

なお、委託契約の締結にあたっては、地方自治法及び県の会計規則をはじめとする諸規定が適用されます。

### (2) 契約金額

島根県は、委託契約候補者から改めて見積書を徴取し予定価格の範囲内において決定します。

### (3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付していただきます。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除します。

### (4) その他契約条項

委託契約候補者との協議事項とします。

## 15 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。

(3) 事実と反する提案や提案に関する不正行為があったとき。

(4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 16 その他

(1) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を下記17の「問い合わせ先・書類提出先」まで申し出てください。

(2) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、地域社会雇用創出協働事業（企画提案型事業）募集要項の記載内容に同意したものとします。

(3) 提出書類の作成及び提出等に要する費用は参加者の負担とします。

(4) 委託業務の受託者に選定され、県と委託契約を締結した者は、委託業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務完了後5年間は保管するものとします。

総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類

労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類

(5) 本委託事業は、厚生労働省からの交付金を活用したものであり、委託実施に関し必要があるときは関係書類及び資料を求め、又は監査を行います。

## 17 問い合わせ先・書類提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室

TEL：0852-22-6099 FAX：0852-22-5636

E-mail：npo@pref.shimane.lg.jp

## 「地域社会雇用創出協働事業」の審査基準

審査項目及び配点	審査の視点
提案事業の目的・目標  (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の目的・目標は明確かつ妥当か</li> <li>・島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金の趣旨に適合しているか</li> <li>・提案事業は公共性・公益性が高いか</li> </ul>
協働の相乗効果  (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体と行政とが協働することによって、単独で行うよりも高い相乗効果が上げられるか</li> </ul>
団体と行政の役割分担、スケジュール  (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か</li> <li>・事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か</li> </ul>
提案事業の先進性・実行性  (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業は創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか</li> <li>・提案事業は地域振興に資するモデル性を有するか</li> <li>・提案事業は効果的で具体性があり、実行可能なものか</li> </ul>
団体の事業遂行能力、予算の妥当性  (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体自らが、事業を実施するか</li> <li>・提案団体には、事業を練り上げて遂行していく能力があるか</li> <li>・予算規模・内容は妥当なものであって、参加者負担金などの財源は適当か</li> </ul>
地域社会への貢献度、地域自治力の向上、事業実施後の継続性  (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業は、地域社会への貢献度が高いか</li> <li>・提案事業は、地域の主体的な取り組みとなり地域自治力の向上に繋がるか</li> <li>・提案団体は、委託事業終了後も事業を継続(展開)していく方策があるか</li> <li>・提案事業を通じ、新規に雇用した失業者のスキルアップ等を図ることができるか</li> </ul>
プレゼンテーション  (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って説明したか</li> </ul>
合計点(100点)	

# 自己評価シートまとめ

## 実施後アンケート主なご意見

- ・ 協働の効果について
- ・ 制度の改善について
- ・ 協働の推進について

## 1 協働の効果について

### (1) 協働の状況

- ・ 森の健康診断、研修会、講演会など事業全体にわたり協働した
- ・ NPOと行政との役割分担を決めて実施することにより、効率的に事業ができた
- ・ バイオマスエネルギーの原料調達関係をNPOが行い、燃料の加温成果を行政が調査した
- ・ 他機関（松江市、松江観光協会、島根県観光連携等）への声かけと連携
- ・ 行政の持つ情報の提供、各地の取り組みの視察、シンポジウム開催に向けた打ち合わせ
- ・ NPOから地域樹民や他団体へ働きかけを行う一方で、行政からは市役所や支所へ事業実施の働きかけを行い、NPOの事業実施が円滑となるよう努めた
- ・ 抽象的な事業内容で理解がむずかしい部分があったため、具体的に成果が目に見えるような事業とするようアドバイスを行ったり、過疎、中山間地域での課題について共通認識を持つための検討会を実施した

### (2) 協働で実施ことでの効果

- ・ 事業すべてにおいて協働による効果が十分あった
- ・ 伐採、集材研修の指導に関しては、行政だけでは実施することができなかつたので、協働で実施した効果は充分あった
- ・ 行政が持っているネットワークにより事業展開ができた
- ・ 行政の研究成果をこの事業で活用できた
- ・ 事業の効果を認識し、次年度以降、県内各所での可能性や実施に向けての提案、協議を県が積極的に行っている
- ・ 様々な情報提供につながった（当事者として活動しているNPOが持つ地域の情報、子育て情報等）
- ・ 行政だけでは知りえなかつた、当事者ならではの持つ地域の子育て支援事業を得ることができ、シンポジウムで取組発表等をしてもらえた

### (3) 協働相手に望むこと

- ・ ネットワークの軽さ、ネットワークを活かした広報にもう少し力をいれてほしかった

### (4) 協働する上で自らが改善したいと感じたこと

- ・ もう少し関係者との連携方法を検討すればよかった
- ・ 市町村等への広報にもう少し力をいれれば良かった
- ・ 市役所本庁及び支所との連携が不十分だった（県よりも、地域により近い市町村の支援が得られるよう、もっと働きかけを行うべきであった）
- ・ 行政機関以外へのポスター、チラシを配布する際に、協働先により方法があるか確認をしてから展開をすれば良かった



## 2 制度の改善について

### (1) 市町村の関わり

- ・企画段階から参画してほしい
- ・事業対象エリアの市町村が関わらない協働事業が進むとはとても考えられない。企画の協議段階から担当（すると思われる）課には参加していただきたい
- ・事業採択後の参画（既存事業の見直し、柔軟な姿勢）
- ・事業採択後の参画（地元や合併後の他地域における理解促進と協力を求めたい。特に、地域博物館は、合併前の旧町村にもあり、それぞれ共有できる課題や可能性があると思う）
- ・県との協働も大切であるが、まずは市町村に事業内容について理解をしてもらう必要がある
- ・他の市町村や他県との広域的な取り組み等、市町村ではむずかしい部分は県が積極的に役割を果たしていくべきである
- ・地域の課題解決には市町村の関与が必要であり、企画段階から参画することが望ましい

### (2) 制度そのものの課題

- ・圏域内だけでなく、全県的に取り組みを広めることができ、他市町のモデル的な取り組みとすることができた
- ・本事業に応募するに当たって予め協働相手を決める必要がある。一般的に県はNPOとの接点が少ないセクションが多く申請のハードルとなっているため、各NPOから予め事業の提案を受け、NPOと県とのマッチングが必要
- ・市町村のNPO担当部署がコーディネートをおこない、事業に関係する担当課とつなぐ仕組みがあれば良いと思う
- ・行政とNPOが地域の現状と課題（ニーズ）を共有できていないため、協働で実施すべき（実施したい）事業が一致しにくい
- ・単年度ではなく、複数年でできるようにしてほしい
- ・事業の成果を踏まえて、行政として継続して取り組むべきかどうかを「真剣に」検討する機会が必要（単年度の補助事業、やったらその年でおしまい、という気分が行政の側にあるのではないか）
- ・現在の提案方式はNPOが実施したい提案について採択されるため、行政が今、最も課題としていることとは異なることも十分ある。広く考えれば内容的には必要なことではあるような場合には、今後の方向性等に微妙な違いが生じる。

### 3 協働の推進について

#### (1) 協働推進のためにはNPOはどうする必要があるか

- ・協働相手（行政担当者）の立場への理解が必要
- ・NPOの持つ情報を行政と共有し、日常的協働が必要
- ・協働事業の場合、協働事業であって、団体事業ではないことを確認しながら事業を推進していく必要がある。定期的な協議の機会を設けるなど、お互いに状況を共有する機会が重要だと考える
- ・現場のニーズを行政に正確に伝えるデータ収集力（調査力）と説得力を磨く
- ・まずは、自らの情報発信を行っていくことが重要である。NPOの活用やその意義を理解していただくことが協働には欠かせないと思う
- ・協働相手である県や市町村に何を求めているのか、協働することによりどのような効果があるのかということを具体的に示すこと
- ・地域の課題を明確に、NPOだからできることをしっかり持ち、独自で実施するより、行政機関の担当課と協働を図るメリットを具体的に把握しておくこと

#### (2) 協働推進のためには行政はどうする必要があるか

- ・「できない理由」を探すのではなく、「できる方法」を考える（今回の事業は后者であった）
- ・協働相手の意向を尊重し、行政に何ができるのか意識して行動すること
- ・まだまだ協働事業のやり方が理解されていないセクションが多い。日常的協働が必要
- ・「協働推進員制度」がうまく機能する機会が多くなれば、自然に協働の機会の広がりや協働の質の深まりがはかれるのではないかと
- ・事業の棚卸し、よい意味での仕分け
- ・NPOや地域の活動に関心を持ち、積極的に参加してもらいたい（今回の事業では、このことが有効であった）
- ・NPOを支援するという意識ではなく、あくまでも対等な協働相手だという認識をもつこと